

## 令和4年4月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

### 児童扶養手当とは？

母子家庭、父子家庭、両親のいない子どもを育てている養育者家庭の生活の安定とお子さんの福祉のために支給される手当です。

両親のいる児童を養育している家庭でも、父または母が重度の障害の状態にある場合は、資格要件を満たすことで手当の対象となる可能性があります。また、心身に一定の障害を持つ児童については、20歳まで手当の対象となります。

### 改正内容

令和4年4月1日から、児童扶養手当の視力障害の認定基準が良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」に変更されます。また、視野障害の認定基準も改正されます。

### 申請について

- ✓ 手当を受給するには、お住まいの区の区役所保育給付課（総合支所の管内にお住まいの方は総合支所保健福祉課）へ申請が必要です。
- ✓ 新しい認定基準による申請は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。
- ✓ 児童が障害を持っている場合は20歳の誕生日の属する月の前月まで申請が必要です。

### お問い合わせ先

青葉区保育給付課	TEL 225-7211	泉区保育給付課	TEL 372-3111
宮城野区保育給付課	TEL 291-2111	宮城総合支所保健福祉課	TEL 392-2111
若林区保育給付課	TEL 282-1111	秋保総合支所保健福祉課	TEL 399-2111
太白区保育給付課	TEL 247-1111		

# 改正のポイント

## 1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

## 2 視野障害の認定基準を改正します。

- ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、自動視野計に基づく認定基準を規定します。
- ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級の認定基準を規定します。

### 改正後の認定基準

等級	障害の状態
受給者	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
児童	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ※ 改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置した基準
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの